

令和元年 第9回 浜松市農業委員会総会議事録

1.開催日時 場所

令和元年9月13日(金) 午後1時30分 浜北区役所3階 大会議室

- 2.委員の出欠
- 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 原田博示 松尾康弘 横井利治 鈴木克育
根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史
森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要
- 欠席 田中照明 袴田正保 袴田博子 井上保典

3.出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 石川宗明 木下穰 齋藤和也 石田潤司 河村幸一郎 吉山和志 富永幹人
鈴木健吾 加茂真也
山下文彦(農林水産担当部長)

4.審議事項

- 第65号議案 農地法第3条の規定による許可について
第66号議案 農地法第4条の規定による許可について
第67号議案 農地法第5条の規定による許可について
第68号議案 非農地証明について
第69号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
第70号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
第71号議案 農用地利用集積計画の決定について
第72号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

5.報告事項

- 報第61号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第62号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第63号 事業計画変更届出について
報第64号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第66号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第67号 農地の地目変更登記に係る報告について
報第68号 農業用施設証明について

6.その他

議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、只今から、令和元年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員でございますけれども、定数24名のところ、20名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。欠席されている方は、議席番号4番の田中照明委員と6番の袴田正保委員と10番の袴田博子委員と21番の井上保典委員でございます。また、議席番号18番の森島倫生委員が所用により到着が遅れております。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 こんにちは。台風15号についてですが、浜松には直撃しないのではないかと予想を立ててから、東の方へそれていきまして千葉が大変な被害となりました。みなさんも台風の進路を見た時に、今年の台風24号の被害を頭に浮かべたのではないかと思います。被害に遭った方にはお見舞い申し上げたいと思いますが、改めて台風の被害を考えますと、人間の力で回避することはできませんが、今後のために何か備えられないかを考えた時に、防災用語で言うところの自助、共助、公助があります。自助は自分で守る、共助は地域で助け合う、公助は公的機関に助けてもらうというものです。その中で自助を考えますと、ハウスを鉄骨の入った強固なものにするということもあります。また、建物共済や農業共済などの保険に掛けておいて、万が一の時には多少でも保険金をもらうということもひとつの手だと思っておりますが、設備投資にしても保険にしてもお金が掛かることですので大変だとは思いますが、ただ、農業共済などは国の資金なども入っておりますので、できればもう少し国の資金も増やしていただいて、少ない掛け金でたくさんの補助をもらうという虫のいい話ではございますが、そのような形で自分自身対応していかなければならないと、今回の台風15号と今年の台風を照らし合わせながら考えております。この考え方がいいかどうかは別として、私自身自助として考えていかなければいけないと思っております。

先ほど、河村グループ長からお話しがありましたように、総会後に人・農地プランの研修会を行いますので、みなさんご協力をお願いします。その前にお詫びでございますが、私は総会後に別の会合がございまして、そちらに出席しますので人・農地プランの研修会には参加できません。私個人としましては、人・農地プランの研修に関して3か所の研修会に参加させていただきまして、推進委員のみなさんとともに講習を聞きながら、みなさんからの要望を聞きまして参考にしたいと思っております。3回も参加させてもらっておりますので、もしかすると河村グループ長より説明が上手くなっているかもしれません。というのは冗談ですが、この後、人・農地プランの研修会がありまして、農業委員にとって一丁目一番地の仕事でございますので、推進委員のみなさんと一緒に活動する限りはこのようなことも勉強していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。大変長くなってしまいましたが、挨拶と代えさせていただきたいと思っております。それでは着席させていただきます。

それでは、只今から、令和元年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、議席番号 9 番の鈴木克育委員、議席番号 11 番の根木常次委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 65 号議案農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

鈴木健 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 143 番外 14 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 13 件、贈与に係る案件が 2 件でございます。許可することができない場合を定めております、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましてはそれぞれ調査書に記載されておりますので、議案と併せて資料の調査書写しをご覧ください。

それでは、整理番号に丸を付した案件について説明いたします。議案 1 ページ、地区新津、整理番号 145 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、静岡県掛川市の■■■■■■■■■■、68 歳です。■■■■■■■■■■は、浜松市南区田尻町と掛川市で農業を営んでおります。この度、営農地に近い申請地を購入し規模拡大を図るため、申請に至ったものでございます。申請地は、■■■■■■■■■■に位置しております。取得後はブルーベリーを作付けしていく計画でございます。説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いいたします。

整理番号 143 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 整理番号 143 番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 144 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 整理番号 144 番につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 145 番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 整理番号 145 番、地区調査会で検討した結果、特に問題はございませんでしたが、掛川からこちらに仕事に来ることが大変ではないかという意見が出ましたが、こちらに水田もあるということで、いずれ農機具やトラックをこちらに置くということでしたので、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 146 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 整理番号 146 番、地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 整理番号 147 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 整理番号 147 番、地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 148 番、149 番について、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 整理番号 148、149 ですが、2 件とも引佐調査会では何ら問題はありませんでした。

議 長 整理番号 150 番から 153 番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 整理番号 150 から 153 番につきまして、親族がみかんを作っていましたが、作れなくなり他人

後藤 藤 に貸していましたが、その借りていた人が土地を買ったということで、何も問題ありませんでした。

議長 整理番号 154 番、155 番について、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員がただいまこちらに向かっておりますので、私からご報告させていただきます。

地区調査会では、特に問題ございませんでしたとの報告を受けております。

整理番号 156 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 整理番号 156 番ですけれども、調査会で審議の結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 157 番について、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水崎 整理番号 157 番、春野地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 はい、ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてのご発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 65 号議案農地法第 3 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 66 号議案農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 5 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

鈴木健 今月の申請案件は、地区長上、整理番号 81 番、外 12 件でございます。転用目的別の内訳は、自己用・長屋住宅関連が 2 件、農家住宅関連が 3 件、農業用施設が 4 件、貸駐車場が 2 件、太陽光発電設備が 2 件であり、農地区分は、農用区域農地が 1 件、第 1 種農地が 2 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 9 件でございます。説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

整理番号 81 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島 整理番号 81 番につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 82 番について、積志地区調査会の田中委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では、特に問題ございませんでしたということです。

整理番号 83 番について、湖東地区調査会の袴田正保委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます

調査会では、特に問題ございませんでしたということです。

整理番号 84 番、85 番について、河輪・五島・白脇地区調査会で調査の袴田博子委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます

調査会では、特に問題ございませんでしたということです。

整理番号 86 番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 整理番号 86 番ですけども、地区調査会で検討した結果、特に問題はございませんでした。
議 長 整理番号 87 番については、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。
藤 村 整理番号 87 番につきまして、地区調査会で審議した結果、別に問題ありませんでした。
議 長 整理番号 88 番から 92 番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
後 藤 整理番号 88 番から 92 番の 5 件につきまして、調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 93 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 93 番、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてご発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。第 66 号議案農地法第 4 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 67 号議案農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石 川 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 897 番外 106 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 1 件、自己用・共同住宅関連が 54 件、事業用の建物関連が 9 件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 12 件、一時転用が 4 件、太陽光発電が 27 件でございます。また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 5 件、第 1 種農地が 2 件、第 2 種農地が 31 件、第 3 種農地が 69 件でございます。

議案書に丸を付した案件についてご説明させていただきます。議案 20 ページ、地区細江、整理番号 962 番から 965 番、議案 21 ページ、地区細江、整理番号 966 番、967 番をお願いします。北区細江町気賀の畑 17 筆、合計 22,147 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。この申請は、経済産業省の設備認定の取得状況に従い、整理番号 962 番を A 区域、967 番を B 区域、965 番と 966 番を C 区域、963 番と 964 番を D 区域とする計画であり、また、その内 C 区域と D 区域については、それぞれ 965 番と 964 番は売買による所有権移転、966 番と 963 番は地上権の設定と権利の種類が異なるため、それぞれ整理番号を分けておりますが、全て同一の転用事業者による一体の事業計画であるため、併せてご説明いたします。申請者は、XXXXXXXXXXに本社を置き、太陽光発電事業を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地、9 筆を売買により取得、8 筆に地上権を設定し、太陽光発電事業を行いたく、申請に及んだものでございます。申請地は、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、整理番号 962 番、966 番、967 番は市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であり、また 963 番から 965 番は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農

石川 地であることから、全て第2種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、A区域では345Wの太陽光パネル1,482枚を設置し、発電能力が511.29kWとなる発電設備、B区域では345Wの太陽光パネル610枚を設置し、発電能力210.45kWとなる発電設備、C区域では345Wの太陽光パネル1,488枚を設置し、発電能力513.36kWとなる発電設備、D区域では345Wの太陽光パネル1,050枚を設置し、発電能力362.25kWとなる発電設備を、それぞれ設けるものでございます。設備の配置計画から見て、転用規模は適当と思われれます。申請地の周囲にはフェンス及び土堰堤を設ける計画であり、雨水は敷地内で貯留して自然浸透させ、放流桝、集水桝を経て隣接する河川へ制限放流させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、経済産業省の設備認定を平成30年2月13日付けで受けていること、中部電力への接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。申請地の選定の際に代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして議案25ページ、地区北浜、整理番号992番でございます。浜北区永島の田、5,899㎡について、砂利採取事業を行いたいという申請でございます。申請者は、■■■■に本社を置き、主に砂利採取業を行っている■■■■でございます。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から2年間の一時転用申請に及んだものでございます。申請地は、■■■■のところに位置する農用地区域内の農地でございます。審査したところ、本転用事業は農用地区域内農地の不許可の例外規定にあたる一時転用に該当する転用事業であり、事業計画では、申請地を砂利採取場として使用し、1対1.5の安定勾配で掘削し、掘削面積4,815㎡、最大掘削深が10m、総掘削量は28,877㎡を予定しております。工事期間中は、5mの保安距離を確保し、外周には防護柵、鍵付きの門扉などを設置し、近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、土地所有者がキャベツ、ネギ、サツマイモを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会との協議が完了していること、近隣の学校等とも事業中の安全対策については、事業着手の概ね1か月前までに学校を通じて生徒等に注意喚起をする予定であることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

整理番号897番、898番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 整理番号897番、898番の2件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号899番から902番までについて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島 整理番号899番から902番までの4件につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問

中 島 題はありませんでした。

議 長 整理番号903番から907番までについて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

整理番号908番から916番までについて、積志地区調査会の田中委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

調査会では、特に問題ございませんでしたということです。

整理番号917番から919番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 整理番号917、918、919、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号920番から927番までについて、湖東地区調査会の袴田正保委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

調査会では、特に問題ございませんでしたということです。

整理番号928番、929番について、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 928、929について、地区調査会で検討した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号930番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 930番について、調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号931番から940番までについて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

調査会では特に問題ございませんでしたということです。

整理番号941番から949番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 整理番号941番から949番までの9件、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号950番から961番までについて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 整理番号950番から961番までの12件、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号962番から970番までについて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 962番から967番まで、太陽光で面積が多いんですけども、畑となっておりますが元は田んぼを山土で埋め立てたところですが、管理地になっておりまして何も作っておりませんでしたので、太陽光をやるには最適ではないかと思えます。周りに迷惑を掛けないようにお願いしましたが、問題ないということです。他の3件においても、審議した結果問題ないということですので、よろしくをお願いします。

議 長 整理番号971番について、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 引佐地区調査会では別に問題ありませんでした。

議 長 整理番号972番から978番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 整理番号 972 番から 978 番まで 7 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号 979 番から 992 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 整理番号 979 番から 992 番の 14 件につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。その中で 992 番の砂利ですけれども、業者ともお話し合いをしまして、担当調査員によるとこの会社は暗渠排水をしっかりとっていて、その会社がやった後は良い状態と申しておりました。砂利を取った後は排水が悪くなるなどの話を聞きますが、暗渠排水のために大きな機械をいろいろな会社が持ってやったらどうかという話もしましたけれども、この会社は良い成果を収めているそうです。以上です。

議長 整理番号 993 番から 1002 番までについて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員がまだお見えになっておりませんので、私からご報告を申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでしたという報告を受けております。

整理番号 1003 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 整理番号 1003 番ですけれども、調査会で審議の中でフェンスの設置の仕方、隣地の境界につきまして指摘がありましたが、事務局で対処していただき問題なしということになりました。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についての発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 67 号議案農地法第 5 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 68 号議案非農地証明についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 27 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

今月の申請案件は、地区中央、整理番号 19 番、外 5 件でございます。申請別の内訳につきましては、自己用住宅関連が 3 件、農業用施設が 1 件、原野が 2 件でございます。

それでは、議案 27 ページ、地区三ヶ日、整理番号 23 番について説明いたします。申請人は、北区三ヶ日町日比沢の■■■■です。申請地は、北区三ヶ日町日比沢■■■■、外 1 筆で、■■■■に位置しております。登記地目は畑、現況は宅地、合計面積は 268 ㎡でございます。現在建っている建物は、■■■■が昭和 47 年に、隣接する宅地と併用して自己用住宅を建築したものであり、この度、農地の上に建物が建っている状況が判明したため、是正したく申請に至りました。つきましては、非農地証明の基準である、建築物等の敷地として必要最小限の面積であり、かつ、建築後 10 年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるものに該当し、非農地証明書の交付が適当と判断されるもので

鈴木智 ございます。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 68 号議案非農地証明については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 69 号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 29 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

相続税の納税が猶予される、相続税の納税猶予の特例の適用を、新たに受ける者について、皆さまにご審議いただくものです。相続税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいたことと、相続人が、相続税の申告期限までに、相続等により取得した農地等で、農業経営を開始し、その後も引き続き、農業経営を行うと認められることを、農業委員会が証明する必要があります。これを適格者証明といいます。この議案につきまして、皆様方にご承認頂ければ、申請者に対して、相続税納税猶予の適格者証明を交付して参ります。

今回の申請案件は、地区湖東、整理番号 2 番の 1 件になります。被相続人は、平成 31 年 3 月 6 日に亡くなられた、XXXXXXXXXX、相続人は、西区伊左地町で被相続人と同居されていた、子のXXXXXXXXXX、50 歳です。申請地は、西区伊左地町XXXXXXの畑、外 5 筆、計 7,610 ㎡です。9 月 3 日に、現地調査を実施しました。その結果、適正に農地として管理がされていました。また、申請者から聴取したところ、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいたこと、申請者に、今後も引き続き農業経営を行っていく意思があることを確認しましたので、相続税納税猶予の適格者証明を交付いたします。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 69 号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 70 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 31 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

今月の申請案件は、地区中央、整理番号 30 番の 1 件でございます。相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくもので

鈴木智 ず。

被相続人は、平成 11 年 3 月 4 日に亡くなられた、[REDACTED]。相続人は、中区神田町にお住いの、子の [REDACTED]、87 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在とも 503 m²です。現地調査を実施した結果、柿、みかん等が耕作され、農地の管理が行われていたもので、その旨を税務署へ報告いたします。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 70 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 71 号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 33 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

富永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和元年度第 6 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和元年 9 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、農用地利用集積利用権等設定内訳表をご覧ください。合計 261 筆、20 万 2,697.24 m²の内訳でございます。今月は、長上地区での 6 筆をはじめとして、計 27 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 19 ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、21 ページから 29 ページは農地利用集積円滑化事業によるもの、31 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、内容について説明させていただきます。はじめに、1 ページから 19 ページをご覧ください。相対契約による利用権設定が 204 筆ございます。このうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。1 ページの 1 番から 7 番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] [REDACTED] です。元々神奈川県で 5 年間ほど市民農園にて家庭菜園を行っていました。浜松の農産物や気候に魅力を感じたため浜松市に移住し、都田町の農家 [REDACTED] のもとで研修を行い、今回の申請に至りました。北区都田町 [REDACTED] 外 6 筆、合計 3,199 m²を 3 年間借り受け、梅の栽培を予定しております。

次に、11 ページ 1 番から 12 番、及び 17 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 17 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。それでは、このうち集積面積の多い案件について抜粋してご説明いたします。11 ページ 1 番から 11 番をご覧ください。本件は、県の農業振興公社が南区大柳町 [REDACTED] 外 10 筆の畑、計 8,873 m²を 4 名の農地所有者から借受け、機構のルールに基づき、同地区内で営農している農業者

富 永 1名に配分を予定するものです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(松尾委員 挙手)

議 長 はい、松尾委員。

松 尾 利用権設定の期間について確認したいのですが、作物別の期間は設定してありますか。例えば1ページの梅を作る人の期間が3年という設定ですが、梅の場合3年では無理だと思うのですが、3年経ったらまた再契約して3年毎やっていくのですか。

議 長 期間の設定は作物ではないと思いますが、貸す方と借りる方の相対の話で3年なら3年となると思いますが、この件で何か事務局が聞いている部分はありますか。

河 村 集積グループ長の河村です。利用権設定につきましては、3年6年10年と10年以上という形で、基本的にはこの4種類の中で選択してもらっています。作物毎の設定はありませんので、3、6、10年の中で選んでいただく形になります。今回の1番から7番までの都田の土地に関しましては、梅が既に植わっているところをお借りする計画です。新規就農の方ですので、3年やってみてそのまま継続するのであれば3年後に再設定するという形になると思います。新規就農の方で最初から10年となりますと、継続して10年できるかということもありますので、最初は3年位で貸し借りをすることがあります。

松 尾 先日聞いた話ですが、10年契約で貸している土地がありまして、10年経過後に返してもらえんと思っていただいているのですが、作っている方がまだ耕作したいと言われたので、貸した人は予定が狂ったと言っていたので、貸し借りの契約はどうなっているのかと思っています。

議 長 事務局お願いします。

河 村 まず、法律的なお話をさせていただきますと、3年6年10年と設定をした場合、期間が満了したら一旦その契約は消えるという形になります。もし、期間満了後も使いたいということであれば、改めて利用権設定をしていただくことで第三者に対抗できるようになります。ただ、今おっしゃったのは、地主さんと耕作者の法律ではない部分のお話し合いかと思いますが、厳しい言い方をすると、期間満了した段階で1回契約は切れておりますので、返してもらうことはできるのではないかと思います。

松 尾 法律うんぬんではなくて、例えば3年目になったら何かの通知が事務局から出されますか。

議 長 事務局お願いします。

河 村 我々の方で利用権設定満了の2か月前に、利用権設定が終了しますという通知を、地主さんと借りている方の双方にお出しさせていただきます。借りている方については更新用の書類を同封し、更新される場合は地主さんとともに再設定の書類をお出くださいというご案内をしております。

松 尾 何か月前に通知をするということは契約書にもうたってありますか。

河 村 契約書には書いてありませんが、忘れてしまうことが多いので行政サービスとして行っております。

松 尾 わかりました。

議 長 その他ございますでしょうか。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 今の話に関しては三ヶ日などでは実績があると思いますので、三ヶ日の農業委員が経験に基づいてアドバイスしてもらおうといいなと思います。

議 長 後藤委員、何かありますか。

後 藤 三ヶ日の場合は、三ヶ日農協を通して 2 か月前になると貸主と借主のところに、契約の満了が近づいていますので、更新する場合には事務所に来てくださいという通知を出します。今のところは問題なく進んでおります。

森 島 新しく植えるというケースもありますか。

後 藤 新しく植えた場合は 20 年以上は借りないと、何かあって返してくれと言われると困りますので、20 年以上の設定になると思います。

森 島 松尾さんの言いたかったのはそういうことですね。

松 尾 補足していただき、ありがとうございます。

議 長 他にございますでしょうか。

(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 71 号議案農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 72 号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 35 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

まず初めに、生産緑地の制度について簡単にご説明させていただきます。市街化区域内の農地は、都市の中の貴重な緑のオープンスペースとして、また、災害時の避難場所としての機能が期待されます。そのため、一定規模以上の農地については、所有者からの指定の申請を受けて生産緑地地区として指定することで税制面で優遇されます。生産緑地制度は、三大都市圏近傍にある特定市の市街化区域内農地が該当し、本市においても平成 19 年の政令指定都市移行と同時に生産緑地地区の指定を開始いたしました。500 ㎡以上の一団の農地で、営農継続が可能な農地が指定の対象となります。生産緑地の指定を受けると、固定資産税が市街化調整区域内の農地と同様に農地課税となりますが、原則 30 年間の営農が義務付けられ、また、農業以外の利用が厳しく制限されます。指定を受けてから 30 年を経過した時、または主たる従事者が死亡、もしくは病気、怪我等の理由で農業に従事できなくなった時、所有者は市長に対してその生産緑地を時価で買い取るよう申し出ることができます。この買い取り申し出をするためには、所有者がその生産緑地の主たる農業従事者であることの証明を農業委員会から受ける必要があります。証明書発行後は、所有者から市へ買い取りの申し出を行い、申し出日から 1 か月以内に市は買い取るか買い取らないかを所有者に通知します。3 か月以内に所

鈴木智 有権移転が行われなかった場合は行為の制限が解除されます。生産緑地地区の指定が廃止されます。

今回の申請案件は、地区細江、整理番号1番の1件になります。申出地は北区細江町中川■■■■の畑、外1筆、計1,933㎡です。平成20年12月25日に生産緑地地区の指定を受け耕作をしていましたが、主たる農業従事者であった■■■■が平成25年10月に亡くなり、引き続き奥さんである■■■■が現在まで耕作管理を行っていました。しかし、■■■■が体調を崩し耕作管理が困難となり、医師から農作業は不可能との診断書も提出されましたので、買い取り申し出を行うこととなりました。8月19日にこの証明願が農業委員会に提出されましたので、浜松市農業委員会生産緑地法に係る買い取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明事務処理要領に基づき、8月30日に現地調査及び聞き取りを行い、■■■■が主たる従事者であることを確認しました。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(高井委員 挙手)

議長 はい、高井委員。

高井 中川に2反も生産緑地がありますか。

議長 石田グループ長お願いします。

石田 北部農地利用グループの石田でございます。場所は■■■■になります。市街化区域のぎりぎりのラインですが市街化区域となります。

議長 高井委員よろしいですか。

高井 場所はわかりました。

議長 他にございますでしょうか。

(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 私の記憶では、主たる従事者の証明願は初めてだと思いますが、他に案件はありましたでしょうか。

議長 事務局お願いします。

鈴木智 5年程前に都田で1件あったそうでございます。滅多に出てこない案件です。

森島 わかりました。ありがとうございます。

議長 他にございますでしょうか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第72号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 それでは、議案37ページ以降は報告事項でございます。

今月から報告事項を一覧表とさせていただきます。内容と件数は一覧表のとおりでございます。報告は以上でございます。

- 議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。
- 森 島 ・線引きの時期について
・豚コレラの現状とワクチン接種について
- 高 井 ・豚コレラのワクチン接種について
- 議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。
- 鈴木智 ・人・農地プランの研修会について
・中島委員からのお知らせについて
- 今後の会議予定
令和元年 10 月 15 日(火)午後 1 時 30 分から
農業者年金研修会
終了後 第 10 回 農業委員会総会
場 所 浜松市役所 北館 1 階 101 会議室
- 議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。
長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これもちまして、第 9 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 2 時 35 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和元年 9 月 13 日

会 長 松島 好則

委 員 鈴木 克育

委 員 根木 常次